

## 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立高等学校の本科を卒業した者が、引き続き国家資格取得等に必要な職業専門教育を受けるために県立高等学校専攻科に進学している実態に鑑み、高等教育の修学支援制度の対象となる同世代の学生等との公平性の観点から、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料の教育費負担の軽減を図るため、低所得世帯の真に支援が必要な生徒に対して、県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 専攻科修学支援金の支給対象者は、県立高等学校専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科（国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科。次号において同じ。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別表に定める者
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、各号に定める時点から専攻科修学支援金の対象としない。

- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者  
処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者  
翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者  
翌年度の4月

(受給資格認定)

第3条 専攻科修学支援金の支給を受けようとする生徒は、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（別記様式第1号）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校を經由して教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。

また、学校が学年を指定し、別に定める期日までに提出した場合に限り、前条第1項に該当する場合は、4月から認定するものとする。

なお、専攻科修学支援金の支給は、原則として、申請書等が学校に到達した日の属する月の翌月分（到達した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。

(収入状況届出)

第4条 前条の認定を受けた者は、毎年度、教育委員会が別に定める期日までに、課税証明書等を添付した高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（別記様式第1号）を学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請及び第4条の規定による届出を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは高等学校専攻科修学支援金支給決定通知書（様式第2号）、不認定となったときは高等学校専攻科修学支援金却下通知書（様式第3号）により、学校を通じて保護者等に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 学校設置者は、専攻科修学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。

(休学及び復学)

第7条 第3条の認定を受けた者が休学または復学する場合は、学校を通じて教育委員会に対して高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書（様式第4号）又は高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書（様式第5号）により支給停止又は支給再開を申し出ることができる。

2 当該申出書を受領した教育委員会は、支給停止又は支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校を通じて高等学校専攻科修学支援金の支給停止通知書（様式第6号）又は支給再開通知書（様式第7号）により通知する。

(支給決定の取消)

第8条 教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、専攻科修学支援金の支給の決定を取り消すことができる。

2 専攻科支援金の支給を受けている生徒が、第2条第2項(1)～(3)に該当することとなった場合、学校は個人対象要件証明書（様式第8号）により、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

教育委員会は全校の報告を受理したときは、高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅通知書（様式第9号）により、学校を通じて保護者等に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専攻科修学支援金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

対象となる世帯	保護者等の道府県民税 所得割額と市町村民税 所得割額の合算額	1人当たりの専攻科 修学支援金支給額
1 住民税非課税世帯	0円 (非課税)	月額 9,900円 (授業料全額支援)
2 住民税非課税に準ずる世帯	100円以上 85,500円未満	月額 4,950円 (授業料半額支援)

- ※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨て
- ※ 所得割額のみで判定することとし、均等割額は判定対象外



年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

高等学校専攻科修学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請  
します。
- 収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況  
に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の  
支給をさせた場合は、鹿児島県の求めに従いその全額を即時返還するこ  
とを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、  
別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
生徒が在学する 学校の名称			

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等専攻科を修了した者
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校専攻科の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立 (修業年限: 年)	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	立 (修業年限: 年)	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分		
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)		
		<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア</td> <td>親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ</td> <td>・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合			
<input type="checkbox"/> イ	・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等			
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人□名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分。ただし, 未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)		
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが, 主たる生計維持者が存在する場合 等		
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等		
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。				
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが, 未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上, □にレ印を付けてください。)**

専攻科支援金を授業料に充てるとともに, 専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、道府県民税所得割の額及び市町村民税の所得割の額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、鹿児島県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県(文部科学省)が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県(文部科学省)が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



年 月 日

様

鹿児島県教育委員会 印

## 高等学校専攻科修学支援金支給決定通知書

あなたから申請のあった高等学校専攻科修学支援金については、下記のとおり決定したので通知します。

学 校 名	鹿児島県立		高等学校	
学科名・学年	科 第		学年	
氏 名				
支給決定額	月額	円	全額支援	半額支援
支給期間	年	月	から	年 月 まで

- ※ 全額支援の場合は、支援期間の間は授業料を支払う必要はありません。
- ※ 半額支援の場合は、支援期間の間は授業料を月額4,950円支払う必要があります。

年 月 日

様

鹿児島県教育委員会 印

## 高等学校専攻科修学支援金却下通知書

あなたから申請のあった高等学校専攻科修学支援金については、下記の理由により却下しましたので通知します。

学 校 名	鹿児島県立 高等学校
学科名・学年	科 第 学年
氏名	
申請事由	受給資格認定申請 収入状況届出
不認定理由	所得要件を満たさないため。

※ 申請事由は、該当する申請を○で付記すること。

鹿児島県教育委員会 殿

高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書

休学のため、高等学校専攻科修学支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県		市区町村	
学校 (※)	学校名・学年	鹿児島県立 高等学校			
		科 第		学年	
	学校の所在地				
	休学開始日	年 月 日			

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

殿

高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書

高等学校専攻科修学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県		市区町村		
学校 (※)	学校の名称	鹿児島県立 高等学校				
		科 第		学年		
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	復学日	年		月	日	

専攻科支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」(様式第1号)を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

〇〇高等学校専攻科 様

鹿児島県教育委員会

高等学校専攻科修学支援金の支給停止通知書

高等学校専攻科修学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校専攻科の名称 〇〇高等学校専攻科
- 4 学校種・課程等の別 高等学校専攻科（〇〇制）
- 5 支給期間 〇年〇月 ～ 〇年〇月
- 6 支給停止期日 〇年〇月

〇〇高等学校専攻科 様

鹿児島県教育委員会

高等学校専攻科修学支援金の支給再開通知書

高等学校専攻科修学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校専攻科の名称 〇〇高等学校専攻科
- 4 学校種・課程等の別 高等学校専攻科（〇〇制）
- 5 支給期間 〇年〇月 ～ 〇年〇月
- 6 支給停止期日 〇年〇月
- 7 支給再開期日 〇年〇月

様式第8号

個人対象要件証明書

下記の者は、令和〇年〇月〇日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(ふりがな)	
	姓	名
学校名 課程・学科等名		学年

(該当する方に✓をすること)

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における修得単位数が当校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

年 月 日

〇〇高等学校  
学校長

印

様式第9号

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇高等学校専攻科 様

鹿児島県教育委員会

高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅通知書

に係る要件に該当することとなったため、 年 月～ 年 月分の高等学校専攻科修学支援金については、支給しないこととしましたので通知します。

なお、令和 年 月分以降の高等学校専攻科修学支援金について、 に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、 年 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校専攻科の名称 〇〇高等学校専攻科
- 4 学校種・課程等の別 高等学校専攻科（〇〇制）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記まで確認してください。

鹿児島県教育庁総務福利課経理係  
電話 099 (286) 5193

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。